

架空線 事前協議書【低圧】（宅地造成）

協議No.	359949
笛吹市八代町南3区画分譲地	

供給方式	宅地造成（分譲地）		
引込取付点	<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> お客さま施設柱（1号柱）	<input type="checkbox"/> その他

標識	岡	配電ブロック	0902	電柱番号	20号
----	---	--------	------	------	-----

○電気使用お申込みから工事完了までの目安

・引込線工事	ヶ月～	ヶ月程度	・変圧器工事・電線工事・引込線工事	ヶ月程度
・電柱工事・引込線工事	ヶ月～	ヶ月程度		
・その他（電柱工事・電線工事）	5～6	ヶ月程度		

※上記の期間は設計に必要な日数を含みます。（設計の着手は、電気使用お申込み承り後となります）

電柱工事において官公庁等への申請や土地の権利者への交渉が必要な場合には、下記を加算した期間が必要となります。

・国道	ヶ月程度	・市区町村道	ヶ月程度
・都県道	ヶ月程度	・土地の地権者	ヶ月程度
・その他官公有地	ヶ月程度	・河川法申請関係	河川区域 ヶ月程度 保全区域 ヶ月程度
・文化財保護法申請関係	ヶ月程度	・自然公園法申請関係	ヶ月程度
・鉄道近接申請関係	ヶ月程度	・その他（ ）	ヶ月程度

※特殊な事情により上記目安によらない場合がございます。あらかじめご了承ください。

国道掘削	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	官公有地掘削	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	河川関係	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	鉄道近接	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	文化財	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
都県道掘削	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	私有地掘削	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	河川名			風致	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市区町村道掘削	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 河川区域		自然公園		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
			<input type="checkbox"/> 保全区域		特高近接		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

【供給時の留意事項】

- 供給工事実施時に行政許認可等が必要な場合、送電開始までに相応の日数をいただくことがございます。
- 供給協議内容は電気工事店さまへ必ず引き継ぎいただきますようお願いいたします。

【供給お申込みに関する留意事項】

- 事前協議内容とお申込み内容に変更が生じた場合、ご希望に添えない場合がございますので、再度協議をお願いいたします。
- お申込みの際は事前協議書の添付をいただくようお願いいたします。
- 本協議書に記載されている検討内容については、協議段階でのものです。
※現地設備状況等の変化によっては、判定が変わる可能性があります。
- 電気供給にあたり、当社はお客さまの土地に電柱等の設置また電柱に変圧器等の供給設備を設置する場合がございます。
※お客さまと供給設備設置に関わるご契約を締結しますので、お客さまに事前説明をしていただきますようお願いいたします。
- 当社掘削範囲（電柱など）内に支障となる足場・資材・仮囲いなどがある場合、当社工事施工前に仮外しをする配慮をお願いいたします。
- お申込みの内容により、工事費負担金を申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本協議内容につきましては、最終協議日より3年間有効となります。（3年以上経過時は、初回の協議が必要となります）

○ お問い合わせ先

東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社

笛吹市八代町南3区画分譲地

■ 供給方法(引込み方法等)に関するお問い合わせ	甲府地域グリッドサービスグループ 設計担当	050-3093-0995 (代表)
■ その他供給事前協議に関するお問い合わせ	甲府地域グリッドサービスグループ 低圧担当	050-3093-0999 (代表) kofu2@tepcoco.jp
	甲府地域グリッドサービスグループ 宅地造成担当	050-3093-0998 (代表)

○ 協議録

年 月 日	協 議 録
2024年10月8日	株式会社とちの木高野さまへ協議書一式を送付。以下を申し添え。(TTP若林) ・岡20号の地支線はL型よう壁に支障とのごことで承っておりますが、電柱につきましてはご支障なしで宜しいでしょうか。地のレベルが下がるご計画などございましたらご教示下さい。 ・新規分譲地内には一番南の区画で、南西側へ電柱および地支線を新設する案でお示いたします。 ・チェックリストのご返送をいただけますと幸いです。
2024年10月22日	株式会社とちの木高野さまへよりチェックシートのご返送をいただく。以下のご回答を合わせていただく。(TTP若林) ・敷地延長上の電柱のGLに関しては北側接道部と同じレベルになります。 ・図面上では電柱位置に浸透樹がありますが移設しておきます。(高野さま) ・岡20号柱のレベルは概ね50cm程度下がる方向で宜しいでしょうか。(若林) ・そのように計画しております。(高野さま) ・岡20号柱を区画1の北西隅切りへ移設させていただくことは可能でしょうか。(若林) ・問題ありません。汚水樹予定位置に移設していただいて構いません。(高野さま) ・承知いたしました。後ほど協議図面②として改めまして送付いたします。(若林)
2024年10月23日	株式会社とちの木高野さまへ協議書一式を再送付。以下を申し添え。(TTP若林) ・協議図面②としてお示いたします。ご確認いただけますと幸いです。 ・岡20号柱の移設先に予定されている汚水樹と止水栓の設置位置を東側にて計画変更をいただけますと幸いです。 ・岡20号柱の移設先傍らの隅切りの位置出し、ならびに建柱工事時にお立会をいただけますと幸いです。
2024年10月23日	株式会社とちの木高野さまへ以下を追加して確認いたしました。(TTP若林) ・岡20号柱(本柱と地支線)周りの土をすき取らず、抜柱時までGLを維持(残土)していただくことは可能でしょうか。(若林) ・工事方へ確認いたしますので、別途ご回答いたします。(高野さま) ・承知いたしました。宜しくお願い致します。(若林)
2024年10月25日	株式会社とちの木高野さまより以下ご回答をいただきました。(TTP若林) ・2025年2月末までに抜柱工事を行っていただくことが条件で、GLを維持可能です。(高野さま) ・承知いたしました。工程につきましては東京電力パワーグリッド方へ申し送りいたします。(若林) ・岡20号柱の移設工事は下記の管理番号にて先行工事を計画いたします。 【設計番号：7CF0016A】
2024年10月29日	NTTさまへ建柱照会依頼。(TTP若林)
2024年11月6日	NTTさまより建柱照会結果受領。新設柱①NTT柱にて工事とすることで決定。(TTP若林)
2024年11月7日	株式会社とちの木高野さまへ最終版の協議書一式を送付。(TTP若林) ・以上をもちまして協議完了となります。ご対応ありがとうございました。

宅地造成 (分譲地) 事前協議書 (チェックリスト)

協議No.	359949
-------	--------

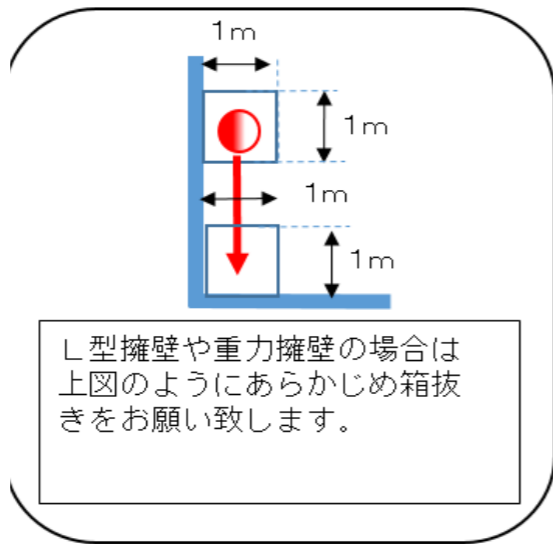
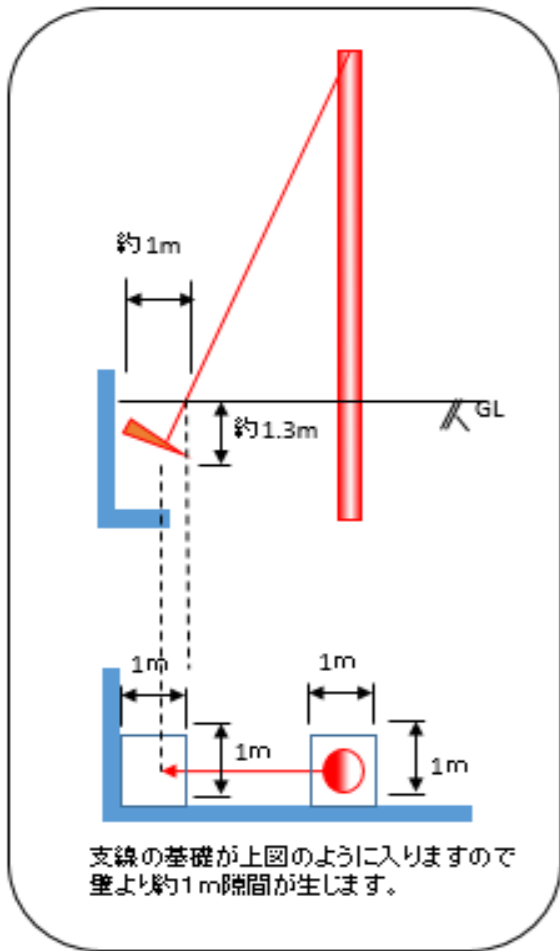
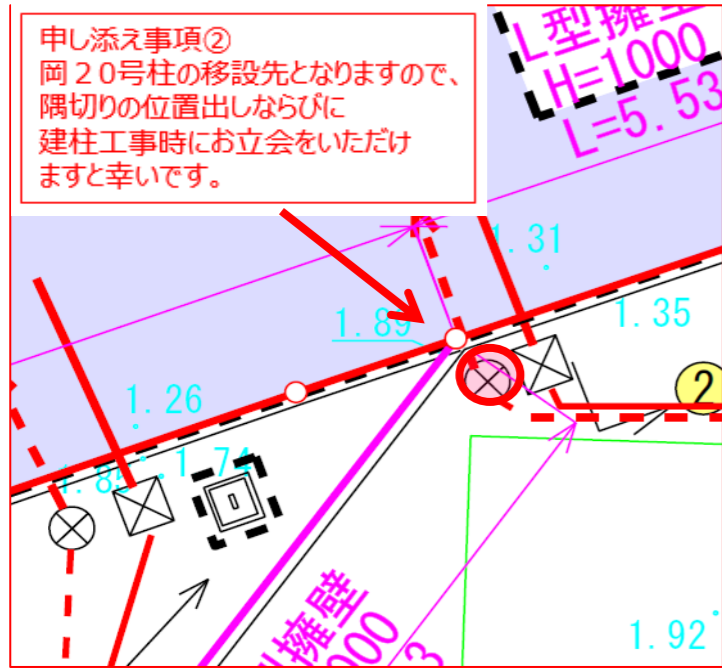
■宅地造成地(分譲地)の電柱設置等の施設方法は以下のとおりとしてください。
 ※条件に承諾される場合には「チェックボックス」にチェックしてください(チェックしていただけない場合、ご希望に添えない場合がございます。)

チェック		確認事項
設備確認	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱設置後は移設ができないことを土地ご購入者さまへ十分なお説明をお願いいたします。 移設不可理由 (電柱の移設等は、土地ご購入者さま間でのトラブルとなる可能性があるため)
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱と電柱を結ぶ電線は、やむを得ずお客さま敷地上空を通過する場合があります。 また、電柱には変圧器等の機器を設置する場合がありますので、土地ご購入者さまへ十分なお説明をお願いいたします。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱設置位置が造成地側ではなく、既設の建物側(住宅等)になる場合は、事前に地先(近隣住民)の方へ十分なお説明をお願いいたします。 お客さまの計画に必要な電柱ではありますが、近隣住民からの苦情申し入れにより工事が中止になることがあります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱の設置工事は、当社またはN T Tさまにて電柱設置工事をを行います。 また、当社以外の電柱や地支線が設置となる場合があります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	本事前協議のためにご提供いただきました造成計画図等およびお客さまの連絡先等は、電柱設置者協議のためにN T Tさまへ開示させていただきます。 なお、開示させていただく情報は、当社とN T Tさまとの協議結果による電柱設置会社からお客さまへのご連絡等に使用させていただきます。
	<input checked="" type="checkbox"/>	ご記入いただいたお客さまの個人情報につきましては、電気事業における契約の締結・履行、設備等の設計・工事・保全その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱の種類(長さ、太さ等)や、電柱から地支線の距離(根開き)は強度計算により変わります。(電柱太さ約40cm程度)
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱や地支線の設置予定箇所付近には、他企業埋設物や雨水浸透柵を設置しないでください。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱等の設置工事に伴い、ブロック塀や擁壁等の基礎が支障となる場合は箱抜き等(加工)をお願いいたします。 電柱設置箇所は 1 m × 1 m、地支線設置箇所は 1 m × 1 mの箱抜きをお願いいたします。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱設置予定箇所付近の境界杭は動くおそれがあるため、電柱設置工事後に施設を推奨いたします。 境界杭を電柱設置工事前に施設する場合は、開発事業者さまにて事前の測量(位置確認)および必要に応じて復元工事をお願いいたします。
留意事項	<input checked="" type="checkbox"/>	本協議内容は必ず地権者さま、造成会社・建物販売会社・電気工事店さま等への引き継ぎをお願いいたします。 『重要事項説明書』や『売買契約条件』などに記載し、十分なお説明をお願いいたします。
	<input checked="" type="checkbox"/>	お客さまの工事工程・計画に変更が生じた場合や電柱設置予定箇所に変更が生じた場合は、再協議をお願いいたします。
	<input checked="" type="checkbox"/>	電柱設置工事等は、その工事内容により近隣住民のご理解および地権者さまの承諾が必要になります。 ご理解や承諾が得られない場合は、再度協議をお願いいたします。 また、ご理解や承諾が得られるまでに日数を要する場合は、工事完了時期のご希望に添えない可能性があります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	土地の売買に伴い地権者さまが変更した場合は、別途電柱設置の承諾および手続きが必要となります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	お客さまの都合(計画変更・中止等)により、託送供給開始に至らず設備の変更・取消等が生じた場合は、当社が要した費用の実費を申し受ける場合があります。

申し添え事項①
 岡20号柱の移設先となりますので、
 汚水樹と止水栓の設置位置を
 東側にて計画変更をいただけますと
 幸いです。

○ : 岡20号柱 移設予定位置

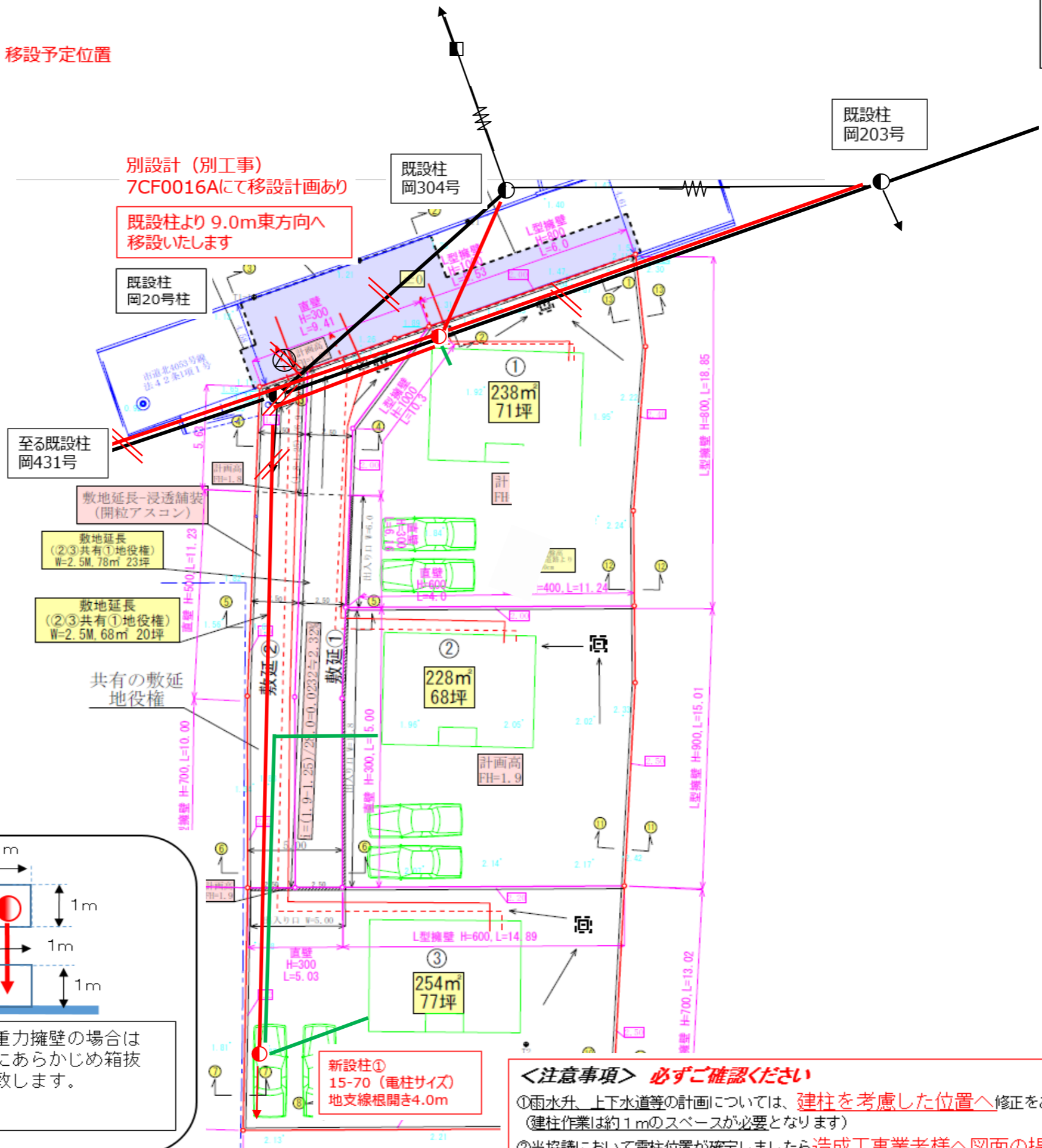
申し添え事項②
 岡20号柱の移設先となりますので、
 隅切りの位置出しならびに
 建柱工事時にお立会をいただけ
 ますと幸いです。



L型擁壁や重力擁壁の場合は
 上図のようにあらかじめ箱抜
 きをお願い致します。

協議図面①
 協議No. 359949
 更新日: 2024.10.8

凡例	
●	本柱(既設)
○	本柱(新設)
←	地支線(既設)
←	地支線(新設)
■	支線柱(既設)
■	支線柱(新設)
—	水平支線(既設)
—	水平支線(新設)
⊕	変圧器(既設)
⊕	変圧器(新設)
—	電線(既設)
—	電線(新設)
—	引込線(新設)



<注意事項> 必ずご確認ください
 ①雨水升、上下水道等の計画については、**建柱を考慮した位置へ**修正をお願いします。
 (建柱作業は約1mのスペースが必要となります)
 ②当協議において電柱位置が確定しましたら**造成工事業者様へ図面の提供**をお願いいたします。
 ③地支線は東京電力とNTT様の2条新設となる場合があります。
 ④電柱は東京電力またはNTT様のいずれかが建柱致します。
 ※建柱案協議が終了しましたらNTT様に協議内容を開示させていただきますのであらかじめご了承ください。

確認事項①
岡20号本柱が支障となりますか？
(GLの下げ等)

既設柱
岡20号
地支線は別設計にて
先行撤去にて計画

至る既設柱
岡431号

敷地延長-浸透舗装
(開粒アスコン)

<注意事項> 必ずご確認ください
 ①雨水升、上下水道等の計画については、**建柱を考慮した位置へ**修正をお願いします。
 (建柱作業は約1mのスペースが必要となります)
 ②当協議において電柱位置が確定しましたら**造成工事業者様へ図面の提供**をお願いいたします。
 ③地支線は東京電力とNTT様の2条新設となる場合があります。
 ④電柱は東京電力またはNTT様のいずれかが建柱致します。
 ※建柱案協議が終了しましたらNTT様に協議内容を開示させていただきますのであらかじめご了承ください。

凡例	
●	本柱(既設)
●	本柱(新設)
←	地支線(既設)
←	地支線(新設)
■	支線柱(既設)
■	支線柱(新設)
—	水平支線(既設)
—	水平支線(新設)
⊙	変圧器(既設)
⊙	変圧器(新設)
—	電線(既設)
—	電線(新設)
—	引込線(新設)

